

(議事録)

福田部会長

おはようございます。ただいまから第2回埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

9月7日の合同専門部会の労働基準部長挨拶でも御説明いたしましたとおり、本年の12月1日に改正・発効させていただくためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめる必要があるということをごさいますして、どうか御協力のほどよろしく願いいたします。

また、終了時刻については、もちろん十分な審議を行っていただくことは当然必要でございますけれども、会場の都合などもありますので、12時終了をめどに御議論いただければ大変ありがたく存じております。

それでは、本日の出席委員の状況について、事務局から確認をお願いいたします。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。以上です。

福田部会長

本専門部会の出席状況は、ただいまの報告のとおり、最低賃金審議会令第6条第6項に定める委員の3分の2以上が出席されていることから、本専門部会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

なお、本専門部会は、会議は非公開、議事録は公開といたします。

また、本専門部会の議事録の確認者をあらかじめ私から指名させていただきます。公益代表は私、福田が、労働者代表委員は松村委員、使用者代表委員は石井委員にお願いしたいと思います。

次に、配付資料の確認と説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長

説明いたします。資料については、次第を1枚めくっていただいて、資料目次がついております。資料No.1から資料No.4まで4種類の資料を御用意させていただいております。

No.1は、賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申合せ等の内訳ということで、労働側から提出していただいた資料となっております。

No.2については、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業についての引上げ額・引上げ率・影響率の早見表となっております。

No.3は埼玉県最低賃金及び5業種の特賃、それぞれの金額が示してあるものとなっております。

No.4については、新しく作った資料になります。実は9月7日の合同専門部会のときに資料をお配りした中の資料No.20ですが、さいたま市の消費者物価指数7月分の資料をつけさせていただきますし

た。地賃のご議論のときに、消費者物価指数の上昇率、3.2%の数字について御質問がありましたので、新しくご用意しました。

この資料は、下のほうに注2で書いてあるとおり、この表は第3回埼玉県最低準備専門部会の資料No.1を更新したもので、6月までの数字しか入れていなかったもので、新しく7月分が出ましたので、7月分を新たに入れてのものとなっております。また、この数字はどこかという数字かというのが、注1に書いてあるように、「持家の帰属家賃を除く総合」という数値を用いているということです。

この「持家の帰属家賃を除く総合」というのが、資料No.20のうちどれになるかというのが、資料No.20をめくっていただいて8ページ。小さい数字なのですが、表の上から4番目が「持家の帰属家賃を除く総合」の数字で、これの変化率を見ております。変化率のうち一番右端の対前年同月比が3.2%となっておりますので、中賃での資料も、全国の数字等もこの数字を取っておりますので、埼玉が3.2となっておりますので、資料No.4で埼玉を3.2と表示いたしました。同じようにAランクについて、東京、神奈川、千葉、愛知、大阪の数字と埼玉の分、それぞれ拾ったものを平均したのが3.1、Aランクの数字になっております。全国で見ると3.1という数字が出ておりました。

福田部会長 埼玉と書いてあるのはさいたま市ということですか。

賃金室長 はい。ほかの県とか東京都も、全て県庁所在地での数値で見えております。
資料の説明については以上になります。

福田部会長 分かりました。ありがとうございます。御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、次第に従って議題に入らせていただきますが、議題1、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、やらせていただきたいと思っております。先ほど申しましたように、本日は部会長報告をまとめさせていただければと考えておりますので、どうか円滑な御審議に格段の御協力をお願いする次第です。

それで、本日の協議形式についてでございますが、例年そうなんですけれども、全体3者による協議からスタートして、行けるところまで行ってから個別の協議、個々に公益とやらせていただく形でやっておりますが、今年度も例年どおりの方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

ありがとうございます。それでは、そんな段取りで進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず全体協議から始めさせていただきますが、現時点での労使のお考えを一通りお話しさせていただきたいと思います。

まず、労働側からお願いしてよろしいですか。労働側、お願いいたします。

松村委員

それでは、労働側の最低賃金に対する考え方ということで、説明させていただきます。

例年の考え方とそう大きくは変わっておりません。1つは、これまでも今春闘における賃上げ率という部分を参考に考えさせていただいております。申請4事業所の今年の春闘の結果に対する引上げ率に対しては、単純平均で言いますと、2.02%が今春闘の結果でございました。これを現行の光学の990円に対して、2.02%という20円になりますので、賃上げ率からすると20円が算出されるということになります。

それからもう1点は、先ほども御説明がありましたけれども、この間、消費者物価がどんどん上がってきているという状況を踏まえて、当然、これまでの労働界の春闘の組立ても、消費者物価という部分も賃上げ交渉の中で交渉の一つの材料といたしますか、背景になっております。先ほど今年のうち直近の7月、3.2%という消費者物価のデータがあったのですが、我々、そのデータがなかったものですから、1月から6月までの消費者物価指数を平均しますと、2.11%がこの間の消費者物価となっております。

これを990円に対して2.11%ということですから、先ほどの春闘の結果の20円と消費者物価21円を合わせて、今年は41円というのが労働側の今最低賃金に対する考え方ということでありますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

福田部会長

ありがとうございました。今の労働側の御説明に、使側からの御質問等があれば承れればと思います。

石井委員

春闘での賃上げ率の、単純平均2.02%に併せて、消費者物価数も加味したということですが、この春闘のアップの中に、消費者物価指数がある程度内在しているという考えはあるんですか。そういうところで加味したものが2.02とはじき出したのかどうか。

松村委員

春闘の中で、それぞれ交渉の仕方はあるのですが、今の賃上げの状況という、賃金構造維持分といいますか、企業によっては制度上の昇給といいますか、評価によって上がっていくという仕組みがありま

す。我々、賃金構造維持分とって、ある一定の年齢に対するカーブに乗せていかないと、将来設計というんですか、例えば自分が18歳で入ったときに、60歳までの賃金の一つのベースという線が引けるのですが、それを賃金構造維持分という分け方と、それから先ほど用いましたけれども、従来から労働界において賃上げというのは、物価上昇も大きな要因という形で、昔であればベースアップというような言い方をされていて、プラスベースアップという形で、今は改善分とかいろいろ言い方はありますが、これまでそういった形の春闘交渉をしてきております。

今回、この4事業所の賃上げ状況について確認させていただきましたけれども、基本的には賃金構造維持分、制度上昇給といいますか、そういったデータであって、ベースアップについては加味されていないという声、意見といいますか、聞いておりますので、今回の4事業所のデータの的にはそういう状況になっております。

ただ、中小の中においては、賃金制度そのものがない企業がかなり多くて、先ほど言いました賃金カーブもなかったり、全体で毎年毎年幾ら上げるというような交渉をやっているところも中小ではまだ多いものですから、労働界の春闘の取組としてはそういった2つの状況になっているということでもあります。

福田部会長 ありがとうございます。石井委員、取りあえずよろしいですか。

石井委員 はい。

福田部会長 それでは、今度は使側から、現時点での基本的な考え方について御説明をいただけますか。

石井委員 まず、全体的な景況感というか、状況でございますけれども、中小企業・小規模事業者にとっては、ウクライナ問題と国際問題を抱えた原油高に伴うエネルギー問題、またここに来て、大幅な円安による輸入資材及び原材料価格の高騰が非常に問題になっているという認識でございます。これに対して対策として、なかなか容易に価格転嫁ができないという構造的な環境も存在しております。現在、新たなデータで見ると、仕入れ単価D I と販売単価D I が最高水準を更新中であり、その差が大きくなっていると。要するに仕入れ単価よりも販売価格のカーブが小さいので、なかなか価格転嫁ができていないというデータもございます。それによって売上げ利益率、営業利益率を圧迫して、粗利益とかそういうものが減少状態にあります。

また、将来に向かってですけれども、いわゆるゼロゼロ融資期間が終了期を迎える、控える中において、各企業においては返済能力の確

保が重要でございますし、また資金繰りへの懸念など様々な不安要素も存在しているということも、一方あるところでございます。

そういう中において、特定最低賃金の目安額を算出するに当たっては、いろいろな要件があると思えますけれども、我々、事業者としては、こういう状況に置いたならば、支払い能力にある程度力点を置いた、重点に置いた対応の中で図っていくことが重要であろうかと考えております。

まず昨年から、この業務用機械工業についてはある程度改善傾向にあるということも一方で事実でございます。その中において、前回お配りしている使用者側委員提出資料の中に記載してありますけれども、右下に小さく書いてありますが、2ページです。上のほうの2、業況判断、(1)の日銀短観でございます。これは光学機械そのものというくくりがないものですから、一番下の欄でございますけれども、業務用機械器具に記載のとおり、6月の日銀短観ではプラス14、前年同月比から見るとプラス5という、ある程度改善傾向にあると。先行きの9月予想では4ということで、少し減少の見通しがあるところでございます。

また、その下の(3)ぶぎん地域経済研究所のデータですが、その精密機械でいくと、データによって捉え方が大分違って、同じ年の4月-6月がマイナス50、7月-9月の先行きがマイナス75と、いずれもマイナス状況を示しているという、一方でそういう状況にあるというのもこのデータから分かります。

こういう中において、次のページ、3の企業業績動向の法人企業統計から見ますと、ピンク色の中小のところ、直近の売上高、右端のところの下から2行目ですけれども、業務用機械器具の売上高は5.78プラスとなっております。営業利益はプラス3.37と増収増益の状況にありますけれども、売上げのアップ率に比べて営業利益率のアップ率が低いということは、先ほど言ったように、価格転嫁ができていなくて、営業利益率が売上げに対して十分確保できていないというのも一方で見られると考えております。

次の4ページ、その他の指標の中において、具体的な特定賃金の金額をどう算出するかという指標として、(1)の埼玉県の鉱工業生産指数の動向を参考にさせていただくならば、22年の4月-6月期を見ると、全体、前年同期比ではプラス2.1となっております。そういう状況において、一応プラスになっているところを挙げるならば、昨年、引上げ額が27円でございますので、この2.1%アップ、1.021を乗じた28円が、まずは我々、使用者側として提示したいアップ額というふうをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

福田部会長 ありがとうございます。今の使側の石井委員からの御意見に対して、労側から何か御質問等があれば。

松村委員 今 28 円の算出について、いろいろな指数のお話がありましたが、鉱工業生産指数の昨年との比較は。

石井委員 4 月－6 月期で見えています。直近の 4 月－6 月期が対前期よりも 2.1%アップしているのです、それをベースにした算出です。2.1 から根拠を出しています。

松村委員 2.1 を根拠にして、この 28 円と出てくるロジックは。

石井委員 それは前年が 27 円上がったというのがあるので、それから 2.1%アップ分を掛けて、それから 28 円ですね。去年よりも 1 円プラスでお願いできればということです。以上です。

福田部会長 松村委員、よろしいでしょうか。

松村委員 はい。

福田部会長 それでは、個別協議に入りたいと思うのですが、その前に、基本的には率直に申し上げて交渉事でございますので、ぜひ互譲といいますか、譲り合えるところは譲り合って、労使で気持ちのいい合意ができれば、我々としてはとてもありがたいと思っております。今、松村委員と石井委員に伺ったんですけれども、新井委員、江郷委員、粟生田委員、石口委員から、現段階で何か補足いただけるようなことがあれば、御発言をいただければと思います。

新井委員 では、私からキヤノン電子の状況を簡単にお話しさせてもらえればと思います。

キヤノン電子は光学といいますと、デジタルカメラ関係の内蔵シャッターとか絞りユニット、それから交換レンズの生産を行っています。デジタルカメラ自体の市場はスマートフォンとの競合の中で、全体の市場としては減少傾向ですけれども、ただ、同じ一眼レフでも、ミラーレスという新しいタイプのカメラがまだ一定の市場がありまして、その生産量につきましては昨年より回復している傾向にあります。

また、レンズ自体はカメラと互換性がありますので、一定の製品は堅調に、この上期、それから下期も常に新しい製品の開発といいますか、生産が続くということで、一定の生産数も見込まれているということで、キヤノン電子で見ますと、全体の売上げに対する精密に係る

売上げの割合が 58.2 か 3%ということで、これは対昨年比でプラス 4.3 ポイントプラスになっているということで、市場自体、昨年と比べて決して悪いという形では、キヤノン電子としては特になんかというところを、私からは少し補足させてもらえればと思います。以上です。

福田部会長

ありがとうございます。江郷委員、よろしければ。

江郷委員

当社、富士フイルムの会社の業績、状況等も説明させていただきます。当社における光学レンズに関わる事業としまして、イメージング事業があります。そちらでは放送やテレビ、シネマ用のカメラのレンズを開発・生産していたり、あとはデジタルカメラの交換レンズを開発しております。放送シネマ用のカメラレンズについては、コロナの影響から着実に回復したということ、デジタルカメラの新製品投入に伴って、交換レンズも販売が堅調に推移したことから、対前年では増収増益となっております。あと遠望監視、遠くを監視するシステムがあったり、工場で使われるようなマシンビジョンや監視計測領域でもレンズ販売をやっておりまして、そちらも堅調に前年を大きく上回る売上げとなっているという状況です。

昨年は好調であり、2022 年度の第 1 四半期の状況も続いていて、今年度の計画に対して売上げも順調に伸ばしているという状況です。私からは以上です。

福田部会長

ありがとうございます。よろしければ栗生田委員、現時点で何か御発言いただけることはございますか。

栗生田委員

2年前のコロナから去年は売上げも上昇して、当社も売上げが結構上がりましたが、去年と今年が一番の違いは物価高、戦争ですね。結局は売上げも、おかげさまで今年も並行でずっと来ているんですが、去年と今年の違いはそこかなというのを一番思っています。

利益率というものがあり、同じ売上げを出していてもこれだけの物価高になってしまうと、お客さんとどうやって交渉していくかとか、そういうところで利益を上げていかなければいけないというのが一番大きいかと思っています。当社はレンズを溶かすのに電気をすごく使うのですが、この間電力会社の営業さんが来たときに、ロシアの原油の問題が出てしまって、電気料金が割引できなくなったと言われてしまいました。割引がなくなっても、受注が増えているので電気料金もものすごく上がっています。

この差は単純なことを言ったら、従業員二、三人の給料みたいなことになってしまうので、明らかに去年と今年の違いは、ここの影響が大きいと思います。ちょうど2年前のコロナでかなりの打撃を受けま

した。先行きもこの業界が本当に上昇していくかという保証もない状態ですから、例えば去年みたいに助成金とかそういう制度を使いながら、会社を維持できるようなものも何か考えていただきたいというのが現実的に考えているところです。

福田部会長

ありがとうございます。石口委員、もし何かあれば御発言いただければと思います。

石口委員

そうですね。我々のほうは仕入高が響いています。仕入先から材料費が上がっていきまして、軒並み新しく仕入れるものは大体、本当に20%から30%ぐらい値上げしてくださいというような話がありまして、大変苦勞しています。当然、世の中の現状を知っているだけに、あまりむげに断るわけにはいきませんし、下請に強制するわけにもいきませんので、もちろん受け入れていますけれども。

そういう状況があるところですが、我々は8月が決算なので、まだ正確な数字は出ていないですけれども、恐らく売上げは回復基調にあり伸びていると思います。ただ、粗利が下がり過ぎていきまして、実際的には粗利、営業利益、経常利益ともに、もしかしたら恐らく昨年を下回るのではないかというような状況になっています。値上げは当然必要になってくるんですけれども、我々は顕微鏡を作る、最終製品を作るメーカーなので値上げができないことはないのですが、好き勝手なタイミングで上げるわけにもいかないということ、まだ値上げで回復したとしても売上げにどう影響してくるか、先行きの不安もございます。

売上げが上がって利益が下がるというのは会社としては一番、効率下がっているという意味になりますので、ある意味現状では悪化しているとすら言えるかと思えます。確かに大手さんとかのメーカーの話聞いていますと、レンズの売上げ好調とか、市場は決して悪くないという話を聞くのですが、我々のような中小企業にも全てそれが当てはまる話ではないということだけは、中小企業を代表する側としては言っておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

福田部会長

ありがとうございます。売上げはそう悪くないというのは共通しているように聞こえましたが、まとめさせていただくと、違う点は仕入れのコストとか電気代が上がっていて、利益で見ると結構厳しいし、先行きもまだ不透明だというような感じでしょうか。

何か追加で御発言があれば。よろしいでしょうか。

私ども公益のお二人から、何か現時点で発言がありますか。

それでは、取りあえずここぐらいまでということで、個別協議に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、部会

は一旦休息といたします。

(休 憩)

福田部会長

それでは、部会を再開させていただきます。

労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、心より感謝申し上げます。令和4年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は引上げ額32円、引上げ率3.23%の時間額1.022円とすることで、結論に至ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福田部会長

異議なしということにさせていただきます。

それでは、採決に入ります。令和4年度の埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金は時間額1,022円、発効日は法定どおりとするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

福田部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

福田部会長

それでは、部会長報告(案)について事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金室長

案 令和4年9月14日、埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会部会長、福田素生。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月3日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記、公益代表委員、土屋直樹、福田素生、満木祐子。労働者代表委

員、新井博、江郷俊太、松村敏司。使用者代表委員、栗生田誠人、石井俊司、石口孝貴。

別紙。埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,022円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

以上でございます。

福田部会長

ただいま事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

福田部会長

ありがとうございます。原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に当たりまして、労働基準部長より御挨拶がございます。

労働基準部長

労使のイニシアチブをもって、このような形で、全会一致で結審となりましたことに、まずもって感謝いたしたいと思っております。ありがとうございます。

また、非常に調整が難航しておりましたけれども、部会長をはじめ公益委員の皆様方に、労使の意見の調整についても、御尽力を賜ったことに重ねて御礼申し上げたいと思っております。

この後、事務局としましては、別紙の内容を踏まえまして、12月

1日の発効を目指しまして、事務手続を進めてまいりたいと思います。10月3日に本審がありますので、そこで部会長報告と答申をもらって、11月1日の官報公示に向けて事務手続を進めてまいりたいと思っていますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

福田部会長

議事2はその他です。まず、委員の先生方から何かございますか。本当にこの場をお借りして、御協力に心から感謝を申し上げます。今日はありがとうございました。

それでは、特に委員の先生方からないようでしたら、事務局から何かありますか。

賃金室長

今後の予定について申し上げます。先ほど部長からも説明がありましたように、10月3日午前9時30分から、本審の委員に御出席いただき、第7回本審を15階会議室で開催する予定です。この本審において、各部会報告を一括審議していただきます。その結果、答申をいただきますと、異議申出の公示を行い、異議申出があった場合は10月19日に異議審を開催し、再審議を経まして、11月1日に改正決定の官報公示を行い、効力発生日は12月1日木曜日となります。以上です。

福田部会長

今の点について何か御質問等があれば、大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の第2回光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会を閉会いたします。

— 了 —